

高松家庭裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日時

令和4年12月21日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

亀谷哲也、小早川龍司、田中昌和、徳井真、長町協子、細川充、前田巖、前田政裕、向井祐子、山下直子

(2) 説明者

田村元秀（主任書記官）

(3) 事務担当者

小野理恵子（首席家庭裁判所調査官）、松岡正樹（首席裁判所書記官）、佐野精治（事務局長）、河北克之（事務局次長）、田中泰史（総務課長）、鈴木加都子（総務課課長補佐）、大谷みそら（総務課主任）、佐古美雪（総務課係員）

4 議事（■委員長、○委員、●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長挨拶

(2) 本日のテーマ「家事調停の運営充実について」に関する協議

ア テーマに関して、説明者が説明をした後、調停室及びウェブ会議を利用した調停手続（以下「ウェブ調停」という。）の機材等の見学を行った。

イ 質疑応答及び意見交換

■本日のテーマについて、説明者からの説明、御覧いただいた調停室やウェブ調停の機材等を踏まえて各委員から御意見を承りたい。

○10月から開始されたウェブ調停の利用実績を教えてください。また、高齢者の方もよく家事調停を利用されているのか、その場合、今後ウェブ調停を進めていく上で、高齢者の方にどういった対応をしているのか教え

ていただきたい。

●当庁のウェブ調停の利用実績は、10月は1件、11月に5件、12月は今のところ6件である。

○ウェブ調停は、東京・大阪・名古屋・福岡で令和3年12月から試行が開始し、全国では、単月200件台と実施件数は増加している。高松も今後利用が増えていくと思っている。

高齢者の方は、遺産分割調停に関与される場合が多いのではないかとと思われる。ウェブ調停をするに当たって、デジタル機器の利用に不安があれば裁判所から説明はするものの、ウェブ参加は強制するようなものではないので、対面での調停や電話会議による調停といったその他の選択肢も組み合わせながら適切に対応していこうと考えている。

○ウェブ調停の利用について、積極的に当事者に伝えているのか。また、希望する人は全員認められるものなのか、それとも一定の利用条件があるものなのか教えていただきたい。

○当庁では、今年10月からウェブ調停が開始したばかりで、慎重に進めているため、現在は、基本的に手続代理人弁護士が選任されている事件で利用している。今後、問題点を洗い出しながら、将来的には、参加しやすいウェブ調停ということで様々な事件での利用を想定している。機器については、パソコンでも携帯電話でも問わないが、非公開性の確保がきちんできていないのかを確認する必要がある。

また、将来的には、ウェブ調停の案内文書を入れていくことになると思うが、希望者全員に対応できるかとなると、電話会議との使い分けをしていくことになるであろう。

○実際にウェブ調停を利用された方から、どのような感想が寄せられているのか伺いたい。

○当事者から直接感想をいただくのは難しいところであるが、ウェブ調停を

実施した調停委員からは、おおむねコミュニケーションがとりやすかったという感想が寄せられている。

●弁護士からは、DV事案などにおいて、当事者同士の接触のリスクを避けることができたという感想と、法律事務所から裁判所への移動の負担が軽減されたなどという話を伝え聞いている。

○平成29年から令和3年の高松家裁での調停成立率が、全国平均と比べて非常に高いが、どのような要因があるのか。

○高松家裁では、平成30年から調停の各期日に必ず1回は、裁判官と調停委員が対面評議を行い、評議を通じた裁判官の関与の強化と調査官の関与の最適化を図っている。評議を行っていると、当事者を長く待たせてしまう場合もあるが、この点についても運用改善の取組を行ってきた。そういった取組の成果が出ているのではないかと考えられる。

■調停委員はそれぞれの分野で経験を重ねてきた方々で、そういう視点からのアドバイスに加えて、裁判官から法的な視点や切り口を提供することで、調停委員会からの説得力が増し、当事者に受け入れてもらいやすいものになっていくと思う。

○調停手続のメリットとして、単なる法的な解決だけではない柔軟性のある妥当な解決を目指すことができる。全件評議の取組は、調停委員による傾聴や経験に基づいた技のようなものの上に、法律の専門家である裁判官も積極的に関与して、調停委員とチームを形成して事件処理に当たっていくということが目的である。

○調停委員の役割が大きいと思うが、どのような方がなられているのか。また、調停委員に対する研修の状況についてお教えいただきたい。

●調停委員は、民事調停委員及び家事調停委員規則に基づいて任命される。弁護士の資格を有する方、家事の紛争の解決に有用な専門的な知識経験を有する方又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する方であって、原則と

して40歳以上70歳未満の方を最高裁判所において任命する。広く社会の各分野から調停委員としてふさわしい方を得るように努めている。

研修については、家庭裁判所が主催して行う研修や研究会等が年に4回程度、それ以外に調停協会が主催している研修会が相当回数実施されている。新任調停委員へは、任命直後に、家事調停委員の役割等についての講義を行っている。

○今年には調停制度発足100周年とのことだが、調停制度を導入した当時、参考にした外国の制度などがあるのか。また、日本の調停制度は、平和的な解決を図るために設けられており、外国からも注目されているというような記事を見た。外国の制度と日本の制度の違いなどについて教えていただきたい。

○日本では、明治時代に地元の名士などが間に立って紛争を仲裁する「勸解」が定着しており、日本の文化的な下地があってできた仕組みだと思う。

各国で、裁判は、時間もお金もかかることが問題になっている。その点、日本は、調停制度を利用してうまく解決しているということで、日本の調停制度が注目を浴び、参考にされることもあると聞いている。

●アメリカでは争い事は裁判で主張を尽くして解決すべきという思想が強く、話がまとまらなかったときは裁判するのが前提だった。ただ、裁判は、相手を非難攻撃するという面もあり、円満に話がまとまりづらい、かえって紛争が激化することもあり、1980年代にアメリカ西部で離婚の際の子どもに関する紛争について、裁判をする前に調停をすることを義務付ける制度が導入された。家事調停に関しては日本の方が早くから導入されていたと承知している。

○ウェブ調停について、コロナもなかなか収まらないところ、これから様々な場面で活用できるのではないかという可能性を感じた。一方で、非公開性の担保が課題ということで、簡単に録音録画ができる今、どのように工

夫してやっていくのか改めて難しいと感じた。

電話会議は以前から行われているとのことだが、同じ事案でも、対面、電話、ウェブと柔軟に利用することができるのか。

○平成25年の家事事件手続法の改正で電話会議の利用が可能になり、現在は更に活用されている。裁判所から遠くにおられる方や出頭困難な方については、これまでは電話会議というオプションしかなかったところに、ウェブ調停も加わったと御理解いただきたい。

■ウェブ調停における非公開性の担保についてどのような検討をしているか。

○ウェブ調停に関する当事者への送付文書に録音録画は禁止されている旨を記載している。また、調停の期日前や期日間にも録音録画は禁止されていることを説明している。もし録音録画をしていることが判明した場合は、その事件では、今後ウェブ調停で対応することができなくなり、必ず裁判所に出頭していただくことになる。

○年間約720件の調停事件を処理しているようだが、調停委員は何名いるのか。また、調停委員は40歳以上70歳未満とのことだが、調停委員は、若年層の当事者の話や考えを、どのように聴き取って、解釈し進めているのか。

●現在の高松家庭裁判所管内の調停委員数は、全員で143名、男性74名、女性69名である。高松家裁本庁の調停委員数は60名で、男性31名、女性29名である。年齢構成としては、退職後に調停委員になられる方が多いため、60歳以上の方が比較的多い。

○最近定年が5歳延長になっているので、その後調停委員になられる方が増えており、ますます調停委員の年齢層が上がってきているが、最近では、裁判官の調停委員に対するサポートが濃くて丁寧であり、調停委員も調停をやりやすくなったと感じている。また、調停協会も研修に力を入れており、調停委員は、法律的な知識だけでなく、若い世代の人の話も聞くことがで

きるように、傾聴技術等を学んでいる。研修で得た知識や技法によって、当事者との年齢差を補って調停を進めているというところである。

○世代間ギャップがあることは前提としつつも、対話を通じて何かを作っていく、当事者が何を言わんとしているかを理解しようとしているという姿勢を大事にして、調停委員は取り組まれている。

○調停委員には任期があるのか。また再任はあるのか。

最近は、一般的にウェブ会議を利用する機会が増え、円滑なやり取りが難しい場面があったり、また時間の管理なども必要になると感じているところである。実際にウェブ調停を導入したことによって、何か良かった点や気付きはあるか。

●調停委員の任期は、調停委員規則で2年間と定められており、その後再任が検討される。定年の70歳を目安に調停委員を続けていただく、という制度になっている。

○多人数でのウェブ会議では円滑なやり取りが難しい場面もあるが、ウェブ調停は、基本的に当事者1名ずつを相手にするものであり、コミュニケーションの基本的なところにおいて、特に難しいというものではなく、今のところは十分活用できていると聞いている。時間の管理については、ウェブ調停が導入される前から、公平に進められるように意識して取り組んでいることである。

(3) 次回期日及び次回テーマ

今回は、「家庭裁判所調査官の役割と採用広報について」をテーマに、令和5年7月14日（金）午後1時30分から開催することとした。